

## 第38回大阪府環境審議会会議録

開 催 日           平成21年5月11日

開 催 場 所        プリムローズ大阪

### 第 3 8 回大阪府環境審議会

平成 2 1 年 5 月 1 1 日

司会(小林補佐) 皆様、おはようございます。長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 3 8 回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課の小林でございます。どうかよろしく願いいたします。

皆様方にはお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の島田からごあいさつ申し上げます。

島田環境農林水産部長 皆さん、おはようございます。大阪府の環境農林水産部長の島田でございます。第 3 8 回大阪府環境審議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、何かとご多忙のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政をはじめ府政の各般にわたりましてご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また本日、部会からの報告が 4 件ございますが、各部会におかれましては、精力的にご検討いただきまして、報告をまとめていただきましたことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日も多くの案件を予定しておりますが、まず会長の選任をお願いしたいと存じます。これは、審議会会長の南委員が、この 4 月に退任されたということに伴うものでございます。その後、審議事項が 3 件、そして報告事項が 4 件ございます。まず審議事項のほうでございますが、環境基本計画に基づく環境総合計画と大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて、この計 2 件の諮問案件がございます。

それから、昨年 1 1 月の審議会で諮問させていただきました河川水質環境基準に係る類型指定につきまして、水質環境基準部会のほうからご報告をいただく

ことになっておりますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

それから次に、報告事項といたしまして、水質測定計画部会、そして野生生物部会及び温泉部会でご決議されました事項につきまして、各部会からのご報告がございます。もう一つ、三箇牧水路汚染底質の処分につきまして、これは昨年11月の審議会で答申をいただいた後の状況報告を予定してございます。何かと盛りだくさんでまことに申しわけございません。委員の皆様方には、できるだけ忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

司会（小林補佐） それでは、次に資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第、その裏に資料一覧となっております。配席表、大阪府環境審議会会員名簿、環境審議会条例、それと出席確認表を、委員及び幹事の皆様にはお配りをしております。こちらにつきましては、委員及び幹事の皆様の報酬等の支出手続に際しまして、出席を確認できる書類でございます。大変お手数でございますが、席上でございます出席確認表にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。なお、こちらの出席確認表は、お帰りの際、席に置いたままにさせていただいて結構でございます。

続きまして、本日の議題に係る資料ですが、資料の1-1から1-4、資料の2-1から2-2、資料3-1から3-2、資料4、資料5、資料6、資料7-1から3でございます。なお、資料7でございますが、審議事項の3「大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて」につきましては、急遽議題に上げさせていただくことになりましたので、議事の順番と合っておらず、資料は後ろの7となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、昨年11月に開催しました第37回環境審議会以降に、新たにご就任いただいた委員の紹介をさせていただきます。大阪府立大学学長の奥野委員でございます。交野市長中田委員の代理の清水環境部長でございます。その他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち31名の方の

ご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立してございますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。審議事項1、本審議会の会長の選任でございます。これは、これまで務めていただいております南委員がご退任されましたことに伴いまして、新たに委員の選出をお願いするものです。委員の選任につきましては、これまで同様事務局のほうで進行させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。会長につきましては、条例第4条第1項の規定により、学識経験のある者としてご就任いただいております委員の皆様のうちから、選挙で定めていただく必要がございます。

それでは、皆様にお諮りしたいと存じます。どなたかご推薦はございますでしょうか。

はい、池田会長代理、お願いします。

池田敏雄委員 当大阪府環境審議会では、これまで会長職をご識見、ご経験の上からも、大阪府立大学の学長の職を務められる方をお願いしてきていると思いますが、このたびも、新たにご就任になりました奥野先生をお願いするのが適正であろうかと考えますけれども、いかがでしょうか。

司会（小林補佐） ただいま、池田委員のほうから奥野委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

（拍手）

司会（小林補佐） ありがとうございます。

それでは、本審議会の会長として奥野委員にご就任いただきたく存じます。奥野委員、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の環境審議会の会長を奥野委員をお願いいたします。奥野会長にはお手数ですが、会長のお席にお移りいただきますようよろしくお願いいたします。

奥野会長 大阪府立大学の学長を務めることに4月からなりました奥野でございます。微力ですが、この会の会長として務めさせていただきたいと思います。なお、会長が会長代理を指名することになっていると思いますが、私といたしましては、今までずっと池田敏雄委員に代理を務めていただいておりますので、このたびもぜひ継続してといたしますが、引き続いて先生をお願いしたいと思

ますが、いかがでございましょうか。

(拍手)

奥野会長 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

司会(小林補佐) それでは、奥野会長、池田会長代理、よろしくお願いいたします  
します。

それでは、審議事項1につきまして、本日は諮問事項が2件ございます。資料1-1及び資料7-1により、大阪府から環境審議会に諮問をさせていただきます。

島田環境農林水産部長 それでは、知事にかわりまして、私のほうからこの諮問文をお渡しさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

大阪府環境審議会会長様。

大阪府知事。

環境基本条例に基づく環境総合計画について(諮問)。

標記計画の策定に当たり、大阪府環境基本条例、平成6年大阪府条例第5号第9条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

もう1通、大阪府環境審議会会長様。

大阪府知事。

大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて(諮問)。

標記について、貴審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします  
ます。

司会(小林補佐) それでは、これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥野会長 それではこの後、議事を私のほうで進めさせていただきたいと思えます。今いただきました2件の諮問に対する件、そして先ほどご案内のありました審議事項、報告事項でございます。何分なれませんがご協力よろしくお願いいたします。

まず、審議事項の2番目でございますが、先ほどお受けいたしました諮問、環境基本条例に基づく環境総合計画についてということでございます。事務局から説明をいただきましょう。

森下副理事 環境農林水産部副理事の森下でございます。今回の環境総合計画

についての諮問の背景につきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料 1 1 諮問文の裏面をごらんください。恐縮ですが座って説明をさせていただきます。そこに、諮問の説明文がございます。

この環境総合計画は条例に基づいて策定が義務づけられている計画でございます。根拠法令は、大阪府環境基本条例第 9 条に、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標及び施策の大綱等を掲げた環境総合計画を策定すると規定されております。これまで、環境総合計画はおおよそ 10 年に一度改定がなされてきております。現行の環境総合計画でございますけれども、本審議会のご意見をいただいた上で、平成 14 年 3 月に策定をいただいております。計画期間は、2025 年を見通しつつ、2010 年度（平成 22 年度）までとされておりまして、現行計画の目標年次が目前に迫っている状況ということでございます。

さらに、環境総合計画を取り巻く状況も大きな変化を見せております。1 つは、近年の環境制約や資源制約に伴うさまざまな環境問題が顕在化してきているということでございます。地球温暖化をはじめとする環境問題が、府域や府域のみならず関西、さらには地球規模で発生をしております、その問題の構造も複雑化してきております。こうした変化に対応するためには、従来の排出規制、出口規制に加えまして、府民、企業、民間団体、行政などのあらゆる主体が、長期的な視点に立って相互に協力した取り組みを進めるということが、より重要になってきております。

もう 1 つの状況変化であります。昨年 12 月の将来ビジョン・大阪の策定でございます。この将来ビジョン・大阪は、みんなで笑顔あふれる大阪づくりを進めるため、今後の大阪の将来像をわかりやすく示すものとして策定しております。環境に関するビジョンといたしましては、次代を担う環境エネルギー産業が集積した大阪で、関西の各都市と連携した環境の取り組みが進み、海から山に至る緑の回廊のある水とみどり豊かな新エネルギー都市、これをビジョンとして掲げてございます。今後本ビジョンを実現するための道筋を具体化していく必要がございます。

事務局といたしましては、このような状況を踏まえまして、またさらには、地方分権の流れ、こういったものもきちんと踏まえながら、新たな環境総合計

画の策定が必要と考えております。このため、長期的な目標や施策の展開についての考え方など、環境総合計画の基本的な事項について、本審議会のご意見をちょうだいしたいと考えてございます。

引き続きまして、資料の1-2、1-3を用いまして、現行の環境総合計画と将来ビジョン・大阪につきまして、簡潔にご紹介をさせていただきます。

まず資料1-2をごらんください。現行環境総合計画、大阪21世紀の環境総合計画の概要版を配付させていただいております。おめくりいただきまして、1ページ目の下側を見ていただきますと、そこに計画の理念を掲げております。地球環境問題や有害化学物質など環境上の負の遺産の解決、循環型の社会づくり、すべての主体のパートナーシップ、大阪府の率先した環境配慮行動。以上を掲げてございます。

さらに3ページをごらんいただきますと、そこに長期ビジョンといたしまして、豊かな環境都市・大阪の構築を掲げておりまして、そして、施策の展開のための4つの基本方向を定めてございます。循環、健康、共生・魅力、

参加、この4つを規定いたしました。そこで、ポンチ絵で示しておりますように、すべて主体の参加をベースといたしまして、個々の取り組みを連動させていく、連携をさせるというふうにいたしております。

その右側4ページ目でございますけれども、ここではその4つの基本方向に沿いまして、26項目の分野で施策を展開することといたしてございます。個々の分野の具体的な取り組みにつきましては、5ページ以降に概略記載させていただいておりますけれども、これは説明は割愛させていただきます。

それから、資料の1-3のカラーの冊子をごらんください。こちらが先ほどご紹介申し上げました将来ビジョン・大阪でございます。環境に関する将来像、ビジョンといたしましては、5ページに記載がでございます。水とみどり豊かな新エネルギー都市・大阪、これが将来ビジョンとして示されておりまして、この中で例えば、太陽光発電やエコカーなど新エネルギーの活用、豊かな自然の保全や校庭の芝生化などの取り組みを規定いたしております。

今後の予定でございます。本日の諮問を踏まえまして、来年の春ごろに、環境総合計画の策定に当たっての長期的な目標や、施策の展開についての考え方など、基本的な事項について答申をいただき、その後、答申の内容を踏まえま

して、平成22年度中に新しい環境総合計画を策定したいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

奥野会長      ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問やご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

この案件につきましては集中的に検討し、22年度中に次の計画をまとめるということでございますので、この審議会で集中的にしなければいけません、毎回お集まりいただいて逐次審議いただくということは、現実的に非常に厳しいのではないかと思います。そこで、いつもの慣例に従いまして、大阪府環境審議会条例第6条第2項で専門部会を設けることができることになっておりますので、この件に関する新たな部会を設置して、そこで検討いただき、その結果を本審議会で議論いただくという方向で考えたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長      どうもありがとうございます。

それでは、その方向で、次に部会の組織、運営等につきまして、ご提案を事務局のほうからお願いいたします。

森下副理事      それでは、部会の設置、環境総合計画部会の組織、運営につきましてご提案をさせていただきます。資料1-4をごらんください。環境総合計各部会の運営要領の案でございます。

まず第1の趣旨ですけれども、部会は新しい環境総合計画の長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項の調査・検討を行うため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づいて設置するとしております。

次に第2の組織ですけれども、(1)に記載しておりますとおり、審議会条例第6条第2項第1号に規定する委員、すなわち本審議会の学識経験者の委員を意味しますけれども、その5名程度の方々、それから、審議会条例第3条第2項に規定する専門委員5名程度、計10名程度の方々を審議会の会長からご指名をいただき、部会を組織するということといたしております。なお、専門委員の指名に当たりましては、一般府民の公募も行いたいと考えております。また、(2)でございますが、審議会条例第6条第4項に基づきまして、部会に

部会長を置き、審議会の会長にご指名いただいた委員がこれに当たること。  
(3)では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理することを規定いたしております。

次に第3の会議ですけれども、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となること、それから第4の補則ですが、この要領に定めるもののほか、部会に運営に関し必要な事項は、部会長が定めることとして規定をいたしております。

以上が部会の設置、組織、運営に関するご提案です。どうぞよろしく願いいたします。

奥野会長　　ただいまの事務局からの提案に対しまして、ご意見ご質問、ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、当審議会に環境総合計画部会を設けることにいたしまして、その組織、運営に関しては、ただいま提案いただきました原案どおりさせていただくことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長　　ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

なお、この部会に属する委員、それから部会長につきましては、審議会条例第6条第3項及び4項によりまして、審議会の会長が指名することになってございます。私のほうから指名させていただくことで一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長　　どうもありがとうございます。

それでは、私のほうから委員並びに部会長を後日、指名させていただくという形にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは続きまして、審議事項の3に移ります。先ほど受けましたもう1件の諮問ですが、大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて。これについて。これは実は、資料番号が先ほどご案内ありましたが、7に飛んでいますが、ここで審議いたします。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いします。

山本環境保全課長 環境保全課長の山本と申します。まず諮問の趣旨をご説明いたします。資料7 1の裏面をごらんください。恐縮ですが座って説明させていただきます。

有害物質による土壤汚染は、土壤を直接摂取したり、汚染物質が溶出した地下水を飲用することにより、人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、大阪府においては、土壤汚染対策法、これは平成14年5月に制定されておりますが、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例、これは15年3月に改定しまして、土壤汚染対策の条項を追加しております。に基づきまして、土壤汚染の状況を把握するとともに、対策実施により現行影響の未然防止に努めてきました。特に大阪府域は古くから工業化が進んだ地域であり、工場跡地等において土壤汚染が確認されていたことから、条例により土壤汚染調査の機会を拡大するとともに、ダイオキシン類を対象物質に追加するなど、地域特性に対応した土壤汚染対策を進めてきました。

法、条例による土壤汚染対策制度を運用してから6年以上が経過し、府域の土壤汚染の把握や対策の推進に一定の役割を果たしてきましたが、運用する上での課題も出てまいりました。さらに、法や条例の適用を受ける前に、土地所有者等の自主的な調査により土壤汚染が発見される事例も増加していることから、より適切な土壤汚染対策調査・対策を推進できる制度について検討する必要性が生じてまいりました。

なお、本年4月、国においては、これまでの法の運用や、土壤汚染調査・対策等の実態を踏まえ、改正法が国会で制定されたところでありますが、条例と重複する規定も見られることから、法との整合について再度検討しなければなりません。

以上のことから、土壤汚染対策制度のあり方について、これまでの運用実績や法改正の内容を踏まえつつ、より効果的な運用が図れるよう見直しを行う必要があります。このため、大阪府における土壤汚染対策制度の見直しについて、貴審議会のご意見を求めるものであります。

続きまして、見直しの背景をご説明いたします。お手数ですが、資料7 2をお開きください。

まず、左上のフロー図に現在の土壤汚染対策制度の流れを示しております。大阪府では、条例において土地の所有者等に対し3つの機会をとらえ、土壤汚染に係る調査や報告を義務づけています。1つ目は、3,000平米以上の敷地において、土地の形質変更、すなわち建物の基礎工事で掘削する場合など、土地の形状や性質を変える場合であります。2つ目は、有害物質を使用している稼働中の工場、事業所の敷地において土地を形質変更する場合、3つ目は、有害物質を使用する施設等を廃止した場合でございます。このうち1つ目は、いきなり土壤汚染状況調査を行うのではなく、まず土地利用の履歴を調べ、過去に有害物質の使用の可能性があった場合には、土壤汚染状況調査に進むという仕組みになっています。

土壤汚染状況調査では、物質ごとに定められている基準を超える汚染が判明した場合、その場所を管理区域として公示し、台帳を作成・閲覧しています。その下の左側の箱、汚染の除去等の措置ですが、土壤汚染の状況により放置すれば人の健康に被害が及ぶおそれがある場合、盛り土や封じ込め等の措置を命じるようになっております。

また、右側の土地の形質の変更の制限ですが、直ちに健康被害を生じるおそれがない場合であっても、将来その土地で掘削等を行う場合、汚染を拡散させるおそれがありますので、その時点で工事の計画書を提出させ、適切な措置を講じていただくこととなります。

以上が条例による土壤汚染対策の流れですが、土壤汚染対策法に基づく場合もほぼ同様の手順になります。

左側の一番下に、法に基づき調査が必要となることを2点記しております。また、法では、重金属類や農薬など25種類の物質を対象にしていますが、条例では、これにダイオキシン類を追加しております。

続いて、資料の右側をごらんください。この4月になされた法改正の概要をご説明します。

国においても、一昨年度から法の問題点等を整理し、土壤汚染対策のあり方を見直す検討がなされてまいりました。その結果、主な問題点として3点挙げられております。1つは、土壤汚染の9割は土地取引等に伴い、自主的に実施された調査により発見されていることでございます。2つ目は、土壤汚染対策

としてなされる措置の85%が掘削除去であることでございます。3つ目は、汚染土壌の不適正な処理によって、土壌汚染が拡散しているおそれがあることということでございます。

これらの問題点に対処するため、主に3点の法改正が行われました。1点目は、土壌汚染状況を把握する機会を拡大するため、一定規模以上で掘削等の形質変更を行う場合、土壌汚染調査が義務づけられました。また、自主調査により土壌汚染が判明した場合、土地所有者等が申請すれば、規制対象区域の指定ができるように定められました。

2点目は、汚染のレベルや状況により区域指定を2種類に分けたことです。先ほどのフロー図で、直ちに対策が必要な場合と、将来掘削等を行うまでは対策を急がない場合がありますが、これまで同じ区域として指定されてきました。土地所有者や使用者にとって、汚染の状況や対策の必要性等をわかりやすくするため、2つの区域に分けられました。

3点目は、汚染土壌の搬出から最終処分まで適正に行われるよう規制が追加されました。具体的には、汚染土壌を搬出する際の事前の届け出や計画変更命令、搬出車両の1台ごとに行き先を確認する管理票の義務づけ、搬出土壌の処理に関する許可制度の導入などであります。

次に、諮問させていただきました大阪府土壌汚染対策制度の見直しに当たった課題について、ご説明します。右下の箱に3点挙げていますが、1点目は、府条例で規定している履歴調査や土壌汚染調査について、調査を必要とする場合の要件、調査の方法や範囲をより明確にすることなど、調査のあり方が今後の課題であると考えております。また、府域においても自主調査が行われており、府に相談があった場合は、法や条例に準じた適切な方法で調査、あるいは対策がなされるよう指導しておりますが、今後制度の中で自主調査をどのように扱っていくかについても、重要な課題であると考えています。

2点目は、府条例に基づき、汚染が判明した土地について現在はずべて管理区域として指定していますが、対策の内容や実施時期等を明確にした指定のあり方について、検討すべきであると考えています。

3点目は、改正法との整合であります。冒頭でご説明したとおり、現行の府条例では3,000平米以上の敷地での形質変更を調査機会の1つとしていま

すが、法改正の1点目、一定規模以上の土地の形質変更時の規定は、これに類似するものです。一定規模以上を幾らにするかは、今後政令で定められると聞いておりますが、その内容によっては条例の見直しも必要となってまいります。

最後に、お願いしたい審議のスケジュールでございますが、資料の右下にありますとおり、国の法改正スケジュールは、非常に早いペースで進んでまいります。政令や規則の改正内容も踏まえ、府の制度の見直しをご審議いただくわけですが、その結果によって、府条例の改正の必要性も考えられます。法施行が現在の見込みどおり進んだ場合、来年の2月議会には、条例改正案を上程する必要がありますので、甚だ恐縮ではございますが、できますれば、本年11月ごろには、本審議会からのご答申をいただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

奥野会長      ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして、ご質問やご意見、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

西尾委員      西尾でございますが、ただいま土壤汚染対策制度見直しの背景についてご説明があったわけなんです、この土壤汚染というものにつきましては、いわゆる典型7公害といいますか、水質の汚濁であったりとか、大気汚染であったりとか、あるいは悪臭とか騒音とか、こういったものに加え、こういった典型7公害と言われておまして、昨今は非常に問題視されておるわけなんです、今の説明をお聞きしました中のA3、いわゆる資料の7-2、この2つ折りしてございます、そっちのほうの左側を見ますと、上の1、2、3という項がございまして、その下に土地の履歴調査とか、実施報告とか、こういうことが書いてあるのですが、1点目の質問でございますが、1つには、こういった例えば、その土地を持っておられる事業者なり、所有者の方がこういった形で調査をされまして、いわゆる専門機関であるとか、そういったところの調査会社もあるのでしょうか、こういった経緯でもって調査をやられて報告をされておるのかということをお聞きしたいのと、そういった例えば、土壤汚染に対するとおる調査機関とか調査会社というんですか、これが大阪府で登録をされておる機関とか会社というのが幾つぐらいあるのかということをお聞きしたいと思います。

奥野会長 事務局のほうでお願いいたします。

山本環境保全課長 2点のご質問にお答えいたします。1つは、今の調査機関、法においても、それから府条例におきましても指定調査機関という制度を現在設けておりまして、土地の所有者等はその指定調査機関に委託していただきまして、土壤汚染状況調査等を実施していただくことになっております。

それから、大阪府の条例に基づきます届けとしていただいている指定調査機関は、416社ほど現在ございます。以上です。

奥野会長 よろしいでしょうか。ほかに。はい、どうぞ。

西尾委員 すみません、再質問で。今の416社ほどというようにお答えがあったわけなんですけど、例えば、この416社の中でもレベルが例えば、すべてが同じようなレベルではないかもしれませんよね。調査会社の。そういったところの確認というのは、どういった形で大阪のほうではされておるのか。それがもしか、満たしておらないところもひょっとしたらあるかもしれませんけど、そういった登録だけじゃなくて、その調査会社に対するところの調査というの、引き続きの必要があるのではないかなと思うのですが、それ、いかがでしょうか。

奥野会長 よろしく。

山本環境保全課長 お答えします。西尾委員のご指摘のことは、国全体でも非常に問題になっておりまして、今般、先ほどの説明では漏れておりましたが、国の法に基づきます調査機関の更新制のような、指定の強化といえますか、そういうことを盛り込まれております。大阪府の場合も、今回の諮問させていただいた中でご検討いただきたいと思うんですけども、実際には8割ぐらいの登録事業者さんは、国の指定機関でもあり、府の指定機関でもあるという状況になっておりまして、ダブルでその指定強化していくのがいいのか、それとも国の制度が非常に強化されたことをもちまして、それに合わせるような形で、足らずの部分がございまして、府ではダイオキシン等を追加しておりますので、その部分をどのような形でフォローするのかといったあたりについても、ご審議いただきたいと思っております。おっしゃるとおり、指定調査機関のレベルアップが対策のより確実な実施につながることは確かでございますので、この点についてもご審議いただきたいと考えております。

奥野会長　　ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

4月17日に、この国の法が改正される。これに伴って、今のご提案ということで、この審議会で議論すべきことは右のほうにまとめていただいているのですが、今西尾委員のご指摘のとおり、それも含めてここで審議するということになります。

本件も非常に専門的で集中的に、しかもスケジュールがかなりタイトにお願いしたいということでございますので、先ほどと同じように、環境総合計画の審議と同じように新たな部会を設置しまして、そこで検討する方法がいいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長　　それでは、先ほどと同じように部会の組織、運営につきましてのご提案を事務局のほうからお願いいたします。

山本環境保全課長　　それでは続きまして、お手元の資料7-3に基づきまして、ご提案させていただきます。

大阪府環境審議会土壌汚染対策検討部会設置運営要領の案でございます。

趣旨といたしましては、審議会条例第6条2項の規定により、大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて検討を行うため、審議会に土壌汚染対策検討部会を置くということでございます。

組織といたしまして、(1)部会は、条例第6条3項の規定により、1つは第2条第1項第1号に規定する委員、すなわち本審の委員の中から3人以内。それから、条例3条第2項に規定する専門委員ということで、審議会以外の有識者、ご専門の方ということですけど、若干人ということで、これらの方々に組織していただきます。部会長は、委員及び専門委員の中から会長が指名するということでございます。部会長に事故があるときには、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理するということをお願いしたいと思います。

第3、会議ですが、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第4、補則としまして、この要領に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるという案でございます。

よろしくお願いいたします。

奥野会長　　ただいまの事務局からのご提案に対しまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、当審議会に土壌汚染対策検討部会を設置することにいたしまして、その組織、運営につきましては、今提案いただきました原案どおり定めることにしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

奥野会長　　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、先ほどと同じようにこの部会に属する委員及び部会長につきましては、審議会条例第6条第3項、第4項におきまして、審議会の会長が指名することとなっておりますので、先ほどと同じように、私から指名させていただくということでご了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

奥野会長　　それでは、委員と部会長は後日私のほうから、池田委員とも相談の上させていただきますと思いますので、よろしくお願います。

それでは続きまして、第4番目の審議事項、河川水質環境基準に係る類型指定についてに移らせていただきます。本案件につきましては、昨年11月の第37回のこの審議会で大府から諮問があり、専門的かつ幅広い見地からの検討が必要なために、専門委員も加えた部会を設置いたしまして、これまで審議いただいております。

今般部会としての報告を取りまとめていただきましたので、海老瀬部会長から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願います。

海老瀬部会長　　水質環境基準部会長の海老瀬でございます。座らせて報告させていただきます。

昨年11月の本環境審議会で諮問がありました河川水質環境基準に係る類型指定につきまして、水質環境基準部会において審議を行いました結果をご報告いたします。まず、部会での3回の審議をご説明します。

昨年12月1日の1回目の部会では、類型指定の基本的な考え方を確認し、今年1月23日の2回目の部会で、改定素案を取りまとめまして、パブリックコメントを行いました後、3月26日の3回目の部会で、部会報告を取りまと

めました。資料は2 - 1の報告の概要、資料2 - 2の部会報告の本文でございます。

本日は、資料2 - 1、A3横長の資料を用いてご説明します。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、環境基本法の規定に基づいて設定されています。このうち、河川に適用される水質汚濁に係る環境基準には、カドミウム、鉛等の人の健康の保護に関する項目、BOD等の生活環境の保全に関する項目の大きく分けて2つがあります。

資料2 - 1の裏面をごらんください。こちらに生活環境の保全項目の河川水質環境基準をお示ししています。

健康項目では、すべての公共水域につきまして全国一律に値が設定されておりますが、生活環境項目のうち、PH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、これをBOD等5項目と呼ぶことにしますが、BOD等5項目の環境基準につきましては、水道、水産、農業用水などの利用目的に対応して、AA及びAからEの6つの類型が設定され、類型ごとに基準値が定められています。

また、水生生物の保全に関する項目につきましても、生物A、生物特A、生物B、生物特Bの4つの類型が設定されています。ここでA、Bというのは、淡水域に生息する魚介類が冷水域と温水域では異なっていることから、水温を因子として区分されたものです。また、特とついているものは、産卵場及び感受性の高い幼稚仔等の時期に利用する水域に対応したものとして設定されています。

達成期間につきましては、直ちに達成をイ、5年以内に可及的速やかに達成をロ、5年を超えた期間で可及的速やかに達成をハとして示されております。

生活環境保全項目につきましては、個々の水域にこれらの類型を当てはめ、環境基準が適応されることとなります。今回は、この各河川に当てはめられている類型が適当か、見直しの必要はないか、また新しくできた水生生物の保全に関する類型はどう指定すればよいかということ、部会で検討してとりまとめました。

資料の表の面にお戻りください。ただいま説明しました内容が、最初の1、河川水質環境基準と類型指定についてに記載されております。2の「BOD等

5項目」に係る類型の改定につきまして、ごらんください。類型改定の基本的な考え方は、 にありますように、府内の河川をより魅力あるものとするため、全水域C類型以上を目指して、近年の水質状況等をもとに、今後おおむね5年間の目標となる類型達成期間を示すとなりました。少し補足説明をさせていただきますと、各水域の利用状況では、近年、親水性を配慮した河川空間の整備が進められ、身近な散策の場や水との触れ合いの場というような利用が重要視されるようになっております。多くの河川で近隣の方々による清掃活動等が活発に行われるなど、府域全体として身近な河川に対する注目度が高まっています。このような状況から、BOD等5項目に係る類型について、従来の利用目的や水質汚濁の状況に加え、魚が住めるような良好な水質を目指すという観点から、府内のすべての水域について、C類型以上を目指していくことが適当であるとしました。また現在、既にC類型以上となっている水域につきましては、 にありますように各水域の特徴や近年の水質状況を考慮して、必要に応じてより上位の類型に改定することとしました。

これらの水域では、その特性によって、より上位の類型への改定を積極的に検討すべきであり、現在より上位の類型で求められている水質を十分に満足している水域については、上位の類型に改定して、その達成維持を図ることが適当であると考えました。

なお、環境基準項目は、BODのほかにPH、DO、SS、大腸菌群数があるわけですが、DO、SSについては、環境基準の達成率が既に高いこと、大腸菌群数についても、下水道整備をはじめとするBOD対策が進めば、改善される傾向にあること等から、検討に当たっては、BODの状況に主眼を置いて検討を行うこととしました。

以上の考え方により各水域の将来的な目標とすべき類型を再整理した上で、類型の見直しを行いました。改定案の概要を点線の枠で囲ったところにお示ししております。

1点目は、指定水域の増加です。今回の検討では、寝屋川について、上流部では淀川からの導水等により水質の改善が見られ、一部区間で親水性に配慮した河川整備も行われていることから、上流部の寝屋川(1)と下流部の寝屋川(2)の2つの水域に分け、対象水域を80水域から81水域とすることが適

当としました。その上で2点目は、17の水域について、上位類型に改定することが適当としました。さらに3点目として、現状では達成期間が10年以内とされているもののうち、定められてから10年以上を経過している水域及びD類型、あるいはE類型のまま長期間変更されていない水域を中心に検討した結果、21の水域について達成期間の見直しを行うことが適当としました。

資料右の表、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定案に、水系ごとのBOD等5項目の類型指定案をお示ししております。

次に、新たに追加された水生生物の保全に関する項目、全亜鉛についての類型の当てはめについて説明します。

水生生物の保全に関する項目は、現在は全亜鉛の1項目のみであり、これはわが国における生産使用状況、公共用水域等における検出状況等を踏まえて選定されました。環境基準値は、年間平均値で0.03mg/Lと、結果として全類型で同じ値となっております。水生生物の保全に関する項目に係る類型の指定について、3をごらんください。水生生物の保全に関する項目の類型指定の基本的な考え方としまして、BOD等5項目に係る類型を指定する81水域のうち、その指定類型がC類型以上となる水域について、水生生物の保全の類型を指定することが適当であるとしてしました。これは、BOD等5項目の類型区分でC類型以上が魚類の生息に適したものとされているため、その中でもの流域に豊かな自然環境を有し、かつ水質が非常に良好であることから、冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧されている魚種が生息している可能性のある水域については、上流域が山間部である自然が豊かな流域を持つこと、BODがA類型の環境基準に十分に適合していること、冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウ、ナガレホトケドジョウなどの希少類の生息する可能性があること、冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること、といった条件を総合的に考慮して、生物Aに指定し、これを保全していくことが適当であるとしてしました。

以外の水域でBOD等5項目に係る類型指定がC類型以上となる水域につきましては、にありまますように、生物Bにすることが適当としました。

以上の考え方によりまして、水無瀬川や安威川、箕面川の上流など、9水域を生物Aに指定、50水域を生物Bに指定する案としております。

資料右端の表、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定案でBOD等5

項目の類型改定案とあわせて、水系ごとの水生生物保全項目の類型指定案をお示ししております。BOD等5項目につきましては、網掛けの部分が今回改定が適当であるとしたところであります。なお、国直轄の淀川、神崎川、猪名川、大和川につきましては、国が類型指定を行うことになっておりますので、今回の検討対象とはなっておりません。

以上が、河川の水質環境基準に係る類型改定案についての説明ですが、資料2-2の部会報告の35ページをごらんいただきたいと思います。こちらに留意事項として検討しました結果を から まで4点挙げております。

今回の類型指定では、今後おおむね5年間の目標となる類型達成期間について検討を行いました。各水域の水質の状況や水辺環境の整備状況等は時間の経過とともに変化していきます。環境基準の類型は、この変化に即応したものであることが望ましいことから、 として今後もおおむね5年ごとを目途に類型の見直しの検討を行うことが適当であるとしています。

として生活環境保全項目のうち、特に大腸菌群数については、国の検討状況等について引き続き情報収集を行う必要があるとしています。

として水生生物の保全に関する項目については、D類型あるいはE類型の水域については、今回類型の指定を行わないとしたところですが、その水質の状況については、引き続き把握することが必要であるとしています。

として、今後の水生生物の保全に関する項目に係る類型の改定や追加指定に向けて、水生生物に関する生息状況などのデータを集積することが必要であるということを挙げております。

以上4点を部会での意見として、とりまとめさせていただきました。最後になりましたが、類型改定後の大阪府域の各河川の類型指定状況が、どのようになるかを資料2-1の裏面、右側の地図に示しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上が、水質環境基準部会による検討結果の概要でございますので、よろしくご審議お願いいたします。

奥野会長 ありがとうございます。丁寧なご説明と報告をありがとうございます。

昨年11月に諮問を受けて、部会におかれましては、精力的に短期間の間に

報告を取りまとめていただきました。海老瀬部会長はじめ、委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問あるいはご意見ございましたら、よろしく願いたいと思います。何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、部会から受けましたこの報告を了解いただくといたしまして、本案を審議会の答申としてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長　　じゃあ、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

審議事項は以上でございまして、報告事項に移らせていただきます。

まず初めに、平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてということでございますが、本案件は水質汚濁防止法の規定により、毎年度策定することとされているものでございまして、環境審議会条例第6条第7項の規定によりまして、本審議会の常設部会、水質測定計画部会におきまして、本審議会にかわって大阪府から諮問を受けた、その話し合いは部会の決議がそのまま審議会の決議とできるということになっております。

この件に関しましても、海老瀬部会長のほうからご説明いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。海老瀬委員、よろしく願います。

海老瀬部会長　　水質測定計画部会の部会長の海老瀬でございます。座らせていただきます。

平成21年1月22日付、知事から大阪府環境審議会条例第6条第1項の規定に基づき、平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、環境審議会に諮問がなされ、同日水質測定計画部会で審議いたしましたので、その決議事項についてご報告いたします。

資料3-1の2ページから3ページの図1をごらんください。大阪府域における公共用水域の水質測定は、河川が昭和46年より、海域が昭和47年より実施されていますが、平成19年度の測定項目は、生活環境項目、健康項目、特殊項目、要監視項目等の約80項目で、測定地点数105河川、144地点及び海域の22地点となっております。

平成19年度における大阪府域の河川水質の現況ですが、健康項目は、ジク

ロロメタン、ふっ素及びほう素が合わせて延べ11地点で環境基準を達成しませんでした。その他23項目につきましては、全調査地点で環境基準を達成しました。

環境基準を達成しなかった要因ですが、ジクロロメタンにつきましては、流域内の当該物質の使用事業所に対して指導を行っておりますが、原因の特定には至っておらず、平成20年度より測定回数を増加させて、継続監視を行っております。ふっ素及びほう素につきましては、同時に測定しております塩化物イオン濃度や電気伝導率から海水の影響によるものと考えられます。

次に、河川の代表的な汚濁指標であるBODですが、環境基準の達成率は72.5%でした。BODの達成率は近年、経年的に上昇傾向が認められておりません。

図2をごらんください。昭和46年から平成19年度までの大阪府域の主要河川のBODの濃度推移を示した図ですが、37年の間におおむねすべての河川で、BOD濃度が大幅に改善されていることがごらんいただけだと思います。

平成19年度の海域の現状ですが、健康項目につきましては、全調査地点で環境基準を達成しました。海域の代表的な汚濁指標のCODでは、兵庫県の基準点を含む海域における環境基準の達成率は66.7%で、C海域の全7水域、B海域の1水域では環境基準を達成しましたが、沖合のA海域の全3水域及びB海域の1水域では達成しませんでした。富栄養化原因物質の全窒素につきましては、環境基準を達成していましたが、全リンでは、沖合の類型で達成しませんでした。

なお、河川及び海域の底質につきましては、平成16年度より水質測定計画の中に位置づけておりまして、環境保全目標が設定されています。総水銀とPCBでは、平成19年度も、平成18年度と同様に目標が達成されていました。

次に地下水ですが、大阪府域全体の地下水質の状況を把握するために、概況調査は平成元年度より実施して、平成15年度から19年度の測定地点と環境基準未達成地点を図3に示しております。平成19年度における概況調査は81地点で実施しましたが、75地点、92.6%で環境基準を達成しました。

平成19年度までの概況調査等により、地下水汚染が懸念される地区の汚染範囲を調査する汚染井戸周辺地区調査を204地点で実施しましたが、193

地点、94.6%で環境基準を達成しました。地下水の汚染が判明している地区の継続的な調査である定期モニタリング調査につきましては、図4の井戸の深さ別に基準達成状況を示しております。平成19年度は146地点で調査を実施し、90地点、61.6%で環境基準を達成しました。砒素は、北摂地域で環境基準未達成の地区が比較的多く見られ、深井戸での検出が多い傾向があります。また従来から幅広い業種で使用されているVOC、揮発性有機化合物につきましては、府域の広い範囲で環境基準未達成の地区が存在しており、井戸の深さとの関係にも目立った傾向は見られません。

以上の水質現況を踏まえた平成21年度水質測定計画の内容につきましては、資料3-2の冊子のとおりで、公共用水域では平成20年と同じ地点数で、河川の水質については105河川144地点、底質については49地点、海域の水質については22地点、底質については15地点で調査を実施することとなっています。地下水の水質測定計画の内容は、概況調査を80地点、定期モニタリング調査の後継調査である継続監視調査を144地点で実施することとなっています。なお、水質測定計画の作成後、継続監視を終了するための調査を実施してありました9地点においては、終了の基準を満足し、継続監視調査を終了するため、平成21年度の継続監視調査は、135地点で実施することとなります。

平成20年度水質測定計画からの主な変更点は、公共用水域については、特定項目と特殊項目の測定回数の見直しを行うとともに、モニタリングの効率化の原則においても、測定回数の見直し基準を改定しました。これらにより、一定の条件を満足するものについては、測定回数の効率化あるいは重点化を行います。地下水については、環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定、及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準の一部改正に伴いまして、概況調査と継続監視調査の区分の定義の変更を行いました。

部会の審議の結果、平成21年度の水質測定計画を資料3-2のとおりに承認いたしました。よろしくご検討ください。

奥野会長      ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。現況と21年度の計画ということでございますが、何か

ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

奥野会長　それでは、これをもってこの報告とさせていただきます。海老瀬部会長、どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項の2番目でございますが、四條畷鳥獣保護区の指定についてでございます。本案件につきましても、先ほどの水質測定計画部会からの報告と同じように、本審議会に設けています常設部会である野生生物部会におきまして、本審議会にかわって大阪府から諮問を受け、ご審議の上、今回答申をいただいたものでございます。

それでは、部会長の石井委員からご説明よろしくお願いいいたします。

石井部会長　野生生物部会長の石井でございます。私のほうからご説明申し上げます。

去る3月30日に開催されました野生生物部会において、知事あてに答申しました四條畷鳥獣保護区の指定についてということで、説明いたします。資料は4ということでござらんください。

まず最初に、諮問のありました四條畷鳥獣保護区の概要について説明させていただきます。4ページのところに地図がついていると思えますけれども、4ページに文で5ページに地図ですね。四條畷鳥獣保護区の指定については、大阪府の定めている第10次鳥獣保護事業計画において、平成21年度に指定するものとして計画されてきたものでございます。

区域ですけれども、これが5ページの案ですが、この位置図にありますように、四條畷市の中央部にある広い意味での里山の区域を中心とした約1,100ヘクタールを指定対象としております。この区域は、東側の一部を除きまして、金剛生駒紀泉国定公園としても指定されているところです。この区域には、コナラ、クヌギなどの落葉広葉樹林を主体とした複雑に入り組んだ山地地形と、室池という池によってつくられる水辺環境とが複合的に存在しています。そのため、田畑やため池、森林、住宅地などが混在し、典型的な里山の景観が保たれているところです。

また、これが重要なポイントなんですけれども、この区域の指定によりまして、この北側には、既に指定している交野鳥獣保護区、それから平成20年度

に新たに指定した枚方の鳥獣保護区というのがございます。南側ですけれども、奈良県の生駒・信貴山鳥獣保護区、それから大阪府側の生駒山鳥獣保護区というのがありまして、今回の指定で生駒山系の鳥獣保護区が一体的につながったということでもあります。

指定期間につきましては、これが4ページですけれども、平成21年の11月1日から平成30年10月31日までの10年間というのを予定しております。なお、この期間につきましては、期間終了までに指定地の現況や関係者の意見などを調査し、同意を得ることによって、更新し継続することができます。

次に、この地域の鳥獣の生息状況につきまして、事前調査の結果をもとに説明させていただきます。

大阪府内には、これまでに約334種類の野鳥が確認されておりますけれども、4ページに記載しましたように、この地域では、その3割に当たります111種の鳥類が記録されております。この一番下のところに種名が出ておりますけれども、いわゆる猛禽類でありますオオタカとかハチクマなどの環境省レッドリスト記載種ですね。それから、カワセミ、アオゲラなどの大阪府レッドデータブック記載種なども含まれております。また、室池がございますことからオシドリ、あるいはカルガモなどの水鳥類が比較的豊富にいるということも特徴として挙げられています。

ほ乳類ですけれども、ニホンリス、あるいはイタチ類、イノシシというのが確認されているところです。

次に、関係機関あるいは地元との調整について、ご説明申し上げます。

まず、地元住民あるいは関係機関への事前説明を、大阪府と四條畷市とで行っております。その結果、関係省庁のほか地元区長などの関係者、あるいは猟友会や農協、森林組合、日本野鳥の会などの関係団体からも了承を受けております。また四條畷市長から府知事あてに同意書というのも提出されているところです。

以上の事前の説明を経まして、その後法律に基づく鳥獣保護区指定に関する指定案の縦覧という手続が行われまして、それを経て、野生生物部会において知事からの諮問内容について審議し、可決に至り、環境審議会の答申として知事に提出いたしました。

このようなことで、本件、四條畷鳥獣保護区指定についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

奥野会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問ありましたらよろしくお願ひいたします。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

奥野会長　　どうもありがとうございました。

それでは、本件も先ほどと同じように報告を認めるということに。石井部長、どうもありがとうございました。

続きまして、次は報告事項の3番目ですが、温泉法に基づく温泉掘削等許可についてでございます。本件も先ほどの2件と同じように、本審議会に設けております常設部会である温泉部会におきまして、同様に検討していただいたものでございますので、この件に関しては、部会長の益田委員からご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

益田部会長　　温泉部会部会長の益田でございます。では、報告させていただきます。

前回の大阪府環境審議会開催以降、温泉部会を平成21年2月16日に開催いたしました。そこでの結果について、報告をいたします。お手元にお配りしております資料5をごらんいただきたいと存じます。

平成20年度第2回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請2件、及び温泉動力装置許可申請2件につきまして審議いたしました。温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など温泉の保護という観点から申請地の地質状況、掘削深度、口径、ストレーナーの位置などについて審議いたしました結果、すべて許可することに支障なしと決議いたしました。

温泉動力装置許可につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、すべて許可して支障なしと決議しました。

以上です。

奥野会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問ございませんでしょうか。よろしい

でしょうか。

それでは、益田部会長どうもありがとうございました。

最後に、報告事項の第4番目に移りますが、三箇牧水路汚染底質の処分についてということで、これは事務局のほうから説明いただきます。

山本環境保全課長 環境保全課長の山本でございます。資料6に沿ってご報告します。また、恐縮ですが座らせていただきます。

資料6をごらんください。まず1の経過ですが、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境調査の結果、平成17年、摂津市内を流れる三箇牧水路で高濃度のダイオキシン類に汚染された底質が確認されました。また平成18年、別途治水対策として整備していました同水路の排水機場が完成しましたが、この稼働に備え、高濃度の汚染底質を除去し、水路敷の地下に暫定的に保管いたしました。並行して、汚染原因を究明する詳しい環境調査を進めましたが、平成19年8月、主たる汚染原因者は同水路に面して立地する廃棄物処理業者であることが推定されました。保管中の汚染底質の無害化、最終処分を行う必要がございますが、汚染原因と推定された事業者に費用負担を求めるため、公害防止事業費事業者負担法を適応することとし、昨年5月、当審議会に諮問したところでございます。池田会長代理を部会長とする部会において、6月から9月にかけて5回、集中審議をいただき、原因事業者の特定、それから保管された底質を安全かつ確実に無害化処理を行う工事の内容、それに要する費用、このうち原因事業者が負担すべき割合等を部会案としておまとめいただきました。

そして、昨年11月7日、無害化処理を行う工事内容とともに総事業費として1億2,600万円、このうち事業者が負担すべき額、約8,000万円等のご答申をいただいたところでございます。直ちに答申内容を原因事業者に通知いたしました。審議会の答申を真摯に受けとめ社会的責任を果たし、地域と共存して事業活動を継続するため、答申に示された無害化最終処分を自らの責任と負担により行いたい旨の申し出があり、追って5年間でこれを実施する処分計画の提出がありました。

続きまして、2の対応方針ですが、通常は環境審議会の答申を受け、大阪府が費用負担計画を策定し事業者に求償いたしまして、事業者の負担も含めました予算措置を行い、翌年度、すなわち今年度からですが、無害化処理処分を開

始していくこととなります。

しかし、このような事業者からの申し出がございましたので、大阪府は水路管理者、地元の摂津市など関係者と協議いたしまして、慎重に検討をいたしました結果、そこにあります2点、汚染者負担の原則に照らしますと、原因事業者の責任で処分することは望ましいことであること。それから、事業者負担の残額約4,600万円になりますが、これの府費等の負担、すなわち税金からの支出を生じないこと理由から負担法の手続によらず、事業者自らが行う処分を認めることといたしました。

このため、府は、費用負担計画は策定しないこととしましたが、事業者による処分の履行を確実にするため、平成20年12月、事業者を含む関係者間で協定を締結いたしました。協定の概要は資料6に示すとおりですが、いわゆる紳士協定ではなく、事業者が答申で示された事業の実施責任を負うこと、これを適正に実施しない場合は、府が代わって行い、必要な経費は、事業者に請求するという一種の契約とみなせる内容となっております。

今後、大阪府といたしましては、関係機関と協力して事業者による無害化、最終処分の実施状況を監督するとともに、同水路の水質、底質のダイオキシンの事後のモニタリングを実施してまいります。

本件は、当初は費用負担に難色を示していましたが、環境審議会における集中審議、特に部会における5名の部会員の方からの直接のヒヤリング、そして、事業者の責任と負担を明確に示すご答申をいただいたことにより、おかげさまで事業者が自ら無害化処理、最終処分を行うこととなりました。

以上、ご報告させていただくとともに、改めて環境審議会に御礼申し上げる次第です。報告は以上でございます。

奥野会長      ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして、ご質問ございましたらお願いいたします。  
はい、どうぞ。

西尾委員      西尾でございますが、今三箇牧水路の最終処分について報告を受けたわけなんです、前回の審議会の中でもこういった形の中での報告を受けました。こういった方法につきましては、特に異論はございませんが、ただ無害化から最終処分に至るまで5年かかると。事業者のほうから少し年

数がかかるが、容赦いただきたいと。少し年数がかかる点は、容認されたいということですが、このあと5年というのが、少しなのかどうか、ちょっと私は判断はできないのですが、その中で例えば、いわゆる原因者のほうが、無害化最終処分いわゆる無害化のほうなんです、これをやっておるこの5年間の中で、大阪府としてはどういった関わりを持って、追跡調査といいますか、そういったものが確実に無害化になつとるのかどうかということ、この5年間の中でとられるのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。

奥野会長     では、事務局のほうからお願いします。

山本環境保全課長     はい、ご説明申し上げます。

まず、無害化の実際の処理でございますが、これは全国で限られた事業者しかそういう設備といいますか、施設を持っておりません。この業者ではできませんので、この事業者が自ら実施するといひましても、その一番コアになります高温で熱分解する処理、これは審議会でもご答申の中に書かれています方法ですが、それは、この事業者がやるといひましても委託してすることになります。今のところ、中国地方、広島県にあるところに運びまして、そこで処理をしていくということが予定されておりますけれども、資料6にありますように、一番下の工事日程でございますが、これは地中に密封して保管しておりますので、これを取り出す工事が現場でございます。これは、事業者がいろいろ重機を使いましてできる部分でありますけれども、それを一旦事業者の工場内に保管しまして少しずつ広島の方に運んでいくということになりますので、その進捗については、定期的な報告をいただくとともに、大阪府のほうも適宜現場へ行きまして、取り出しの工事をするとき、当然立ち会いますけれども、あと保管状況も含めて、報告をいただくとともに監視をしていくという手順を予定しております。

奥野会長     よろしいでしょうか。

西尾委員     はい。

奥野会長     ほかに何かお気づきの点ございませんでしょうか。

どうもありがとうございました。報告事項は以上でございます。

最後にその他がございますが、事務局、何かありますでしょうか。

司会（小林補佐） 事務的な連絡でございますが、次回第39回の環境審議会  
は、例年ご報告しております平成20年度における環境の状況、並びに豊かな  
環境の保全及び創造に関して講じた施策、いわゆる講じた施策につきまして、  
環境白書として発行するにあたりまして、本審議会のご意見を伺うということ  
にしておりますので、11月ごろに開催をさせていただきたいと考えておりま  
す。日程等につきましては、できるだけ早目にご連絡させていただきますので、  
よろしく願いいたします。

以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。これで、本日予定しておりました議事  
につきましては、全部終了いたしました。皆様に議事進行にご協力いただき  
ましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会（小林補佐） ありがとうございます。それでは、最後に閉会に当たり  
まして、環境政策監の大住からごあいさつを申し上げます。

大住環境政策監 この4月1日に環境政策監を拝命いたしました大住でござい  
ます。引き続きよろしくお願いを申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして、熱心にご審議をいただきましてまことにあ  
りありがとうございます。中でも、河川水質環境基準に係る類型指定につきまして、  
ご答申をちょうだいいたしました。ありがとうございます。

その他、本日いただきました貴重なご意見につきましては、今後の環境行政  
に活かしてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

また、委員の皆様方におかれましては、本日諮問させていただきました環境  
基本計画に基づく環境総合計画、大阪府における土壌汚染対策制度の見直しに  
つきまして、今後も引き続きご審議をお願いすることといたしております。よ  
ろしく願い申し上げます。今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申  
し上げまして、簡単ではございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

司会（小林補佐） 本日予定しておりましたものは、以上でございます。なお、  
お名前をご記入いただきました出席確認表のほうは、お席の上に置いたままお  
帰りいただきますようお願いいたします。

それでは、これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

了